

平成18年度事業計画

第1 事業方針

1 近年、都市住民の間で、自然と共生する新たなライフスタイルを求める動きが強まっており、農山漁村における美しい景観や地域の個性ある文化、新鮮で安全・安心な食などに高い関心が寄せられている。

また、2007年から700万人に及ぶ団塊の世代が定年期を迎えることとなるが、これらの世代は田舎暮らしや農的な暮らしに対して強い潜在的な願望を持っている。

このような状況の中で、都市と農山漁村を双方向で行き交う新たなライフスタイルの普及を通じて、ゆとりある国民生活や農山漁村の活性化を図る「都市と農山漁村の共生・対流」を推進することが課題となっている。

このため、引き続き、市町村、NPO、企業、団体等を構成員とする「オーライ！ニッポン会議」を推進主体として、都市と農山漁村の間を「人・もの・情報」が活発に循環する活力ある経済社会の実現を目指して共生・対流を推進するための国民運動の展開を図ることとする。

また、農山漁村で滞在するためにまとまった休暇を取得する困難さや、家族単位の農山漁村での滞在費の割高感といった阻害要因を取り除き、共生・対流に取り組みやすい社会環境の整備に向けた社会実験の取組み支援を行うものとする。

2 健康的でゆとりある生活、やすらぎや癒しを求めるニーズの高まりの中で、農山漁村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむグリーン・ツーリズムに対する関心が高まっている。しかしながら、その潜在的ニーズは高いものの、実際の行動までに結びついていない状況にあり、こうしたニーズをいかにして顕在化していくかが課題となっている。このためには、都市住民に対し、年代層等に応じた効果的な情報提供と相談活動等が必要であることから、各種メディアを活用して都市住民の農山漁村情報に接する機会の拡大、大都市圏における都市と農山漁村との出会いの場の設定等を行う。

また、前述のように2007年から団塊の世代が定年期を迎え、これらの世代の農山漁村での滞在、体験の動きが活発化することが期待され、多様なニーズに対応した滞在型グリーン・ツーリズム等の推進が必要である。このため、全国レベルでの滞在型グリーン・ツーリズム等推進のための調査、分析、普及や団塊の世代など世代間のニーズに対応した農山漁村における受入体制の整備、取組みの中心となる人材育成の支援、都市的地域を中心とした市民農園の開設支援を行うこととする。

3 地域農業の担い手の育成・確保が喫緊の課題となっているなかで、競争力のある担い手の支援充実を図るため、担い手の経営の多角化やマーケティング活動等に対するアドバイス、「売れる農畜産物づくり」推進のための販路開拓促進支援等の地域マネジメント支援活動を展開するほか、事業の評価手法について研修支援等を行う。

4 過疎化、高齢化の進展等に伴い、活力の低下がみられる農山漁村地域の活性化を支援するため、これまで都市と農山漁村の交流等を通じて地域の再生プログラムの策定支援等を行ってきたところであるが、今年度からは、これに加えて、財団法人農村地域工業導入促進センターの一部業務を引き継ぎ、農村地域への工業等の導入の促進を通じて就業機会の確保を図り地域の活性化を支援することとする。

また、食や農林水産業における現場での体験を通じた食育活動の推進、農業、農村における知的財産権の活用等による地域ブランド確立手法に関する調査検討等を行い、地域活性化の推進に資する。

さらに、近年各地で増加している農産物直売所を今後農山漁村のビジネスとして育成支援していくため、「全国農産物直売サミット」を開催するとともに、直売所間のネットワーク化を推進する。

5 都市と農山漁村の交流を促進する観点から、青空市場等生産者と消費者の交流を積極的に推進し、都市住民の農業・農村の理解の増進を図るほか、各種イベントやフォーラムの開催、海外諸国との交流を行うとともに、多様なメディアを通じた広報活動や出版活動を行う。

以上のような活動を通じて、都市と農山漁村の共生・対流の推進、農山漁村地域の活性化を図ることとし、第2の事業内容に掲げる事業を総合的に推進することとする。

事業の実施に当たっては、情報公開の徹底を図ることにより公平性、透明性を確保するとともに、事業の政策評価に留意しつつ業務の効果的な実施を図る。

また、経理事務の適正化等業務の適切な運営が図られるよう執行システムの整備を行う。

第2 事業内容

都市と農山漁村の共生・対流の推進

1 美しいふるさと・国づくり推進事業

「オーライ！ニッポン会議」(都市と農山漁村の共生・対流推進会議)を推進組織として、民間が主体的に取り組む都市と農山漁村の共生・対流の国民運動を展開することにより、美しいふるさと・国づくりの推進に資する。

(1) 都市と農山漁村の共生・対流に関する国民運動の推進方法の検討

都市と農山漁村を双方向に行き交う新たなライフスタイルの普及推進に向けて、民間の主体的な取組みの拡大を図るため、「オーライ！ニッポン会議」の下に グリーン・ツーリズム、情報、NPOの3つの専門部会を設け、都市と農山漁村の共生・対流に向けた活動の推進方法について検討を行い、その検討結果を取りまとめ政策提言を行う。

また、都市と農山漁村の共生・対流に取り組む都市住民の動向を定期的に把握するため、モニターを対象としたアンケート調査、懇談会を実施し、都市と農山漁村の共生・対流の国民運動の推進方法の検討に反映させる。

(2) 共生・対流を進めるための社会実験の取組み支援

親のまとまった休みの取得、子ども達の夏休みの分散化といった社会環境と子どもと一緒に過ごす家族単位のグリーン・ツーリズムやリタイアを控えた世代向けの農山漁村での休暇の過ごし方、セカンドスクール、宿泊料金のあり方といった提案を含めた社会実験に取り組む自治体の活動について、農林水産省等の指導の下に支援するものとする。

具体的には都市部と農山漁村地域の双方が共生・対流を阻害する要因の解消に協力して取り組むモデル的な活動に対し、オーライ！ニッポン会議として広報面等から支援する。

(3) 優良事例の表彰

都市と農山漁村の共生・対流に資する優れた取組みを広く普及するため、共生・対流の推進に貢献のあった団体もしくは個人を表彰する(オーライ！ニッポン大賞、ライフスタイル賞等)。

また、農山漁村の伝統文化を継承し、その所産を地域の活性化に活かしている活動等を表彰する。

(4) 普及・推進活動の展開

都市と農山漁村の共生・対流に向けた統一コンセプトの下に「オーライ！ニッポン会議」のキャンペーンネーム、ロゴマークなどを使用したシンポジウム、イベント、新たな商品企画の提案などをオーライ！ニッポン会議のメンバーと連携しながら実施する。また、長期休暇制度の普及推進と連携しつつ、都市と農山漁村の共生・対流の推進活動を行う。

2 共生・対流ポータルサイトの運営

都市と農山漁村の共生・対流の推進に向けて、共生・対流に関する各種情報のアクセスの改善、データベースの充実等を図るため、関係各省及びその関連団体の協力の下に、企業、団体、NPO等との連携により、共生・対流のポータルサイトとしてのホームページの管理運営を行い、積極的な情報発信を行う。

グリーン・ツーリズムの推進

1 グリーン・ツーリズム情報発信機能強化事業

(1) 都市住民の農山漁村情報に接する機会の拡大

インターネット等を活用した情報提供や都市住民に対する相談活動を行うグリーン・ツーリズムセンター機能と併せて、大都市部の自治体の広報誌、タウン誌、旅行誌等への広報・広告やグリーン・ツーリズムセンター情報の掲載、さらにグリーンチャンネル等への映像番組の企画・作成・放映等を通じて、都市住民が日常的に農山漁村情報に接する機会の拡大を図る。

(2) 自治体間の防災協定、民間の震災疎開パッケージ締結を契機としたグリーン・ツーリズムの取組み支援のための情報提供

自治体の防災協定、民間の震災疎開パッケージ締結等を契機とした平常時のグリーン・ツーリズムの取組みの調査及び情報の収集・提供を行う。また、本事業に関する都市住民の問い合わせに対する相談活動、平常時の交流・体験ツアー等のコーディネート活動を実施する。

(3) 大都市圏におけるグリーン・ツーリズムフェアの開催

大都市圏におけるグリーン・ツーリズムフェアの開催による田舎との出会いの場の設定を行い、グリーン・ツーリズムに対する都市住民の潜在的ニーズの掘り起こしを行う。

このため、専門家による検討委員会を開催し、フェアの全体企画を策定し、それに基づく出展自治体の募集、都市住民や旅行者、NPO等への積極的なPR活動を展開することにより、都市と農山漁村の出会いの場をつくり、濃密な情報提供や相談活動を行う。また、アンケート調査等によりその効果の把握を行う。

(4) 都市住民のグリーン・ツーリズムに対する行動を活性化させるための手法開発調査

都市住民のグリーン・ツーリズムに対する潜在的なニーズを実際的な行動に結びつける新たな手法開発の調査研究に関する公募とその成果の普及・浸透を図る。

2 滞在型グリーン・ツーリズム等振興事業

(1) 滞在型グリーン・ツーリズム事例調査

滞在型グリーン・ツーリズムの先進的取組みを行っている市町村等の取組み内容など(空き屋活用のためのマニュアルの作成普及を含む)グリーン・ツーリズムの振興を図るために有効な事例等について調査するとともに、その調査結果について情報提供を行う。

(2) 地域の課題解決のための講座開設支援

滞在型グリーン・ツーリズムの振興等に向けた各地域の課題を解決し、農山漁村地域の振興を図るため、地域が行う講座開設に向けて、各種専門家を調査し登録するとともに(人材バンク)その派遣調整と講座のカリキュラム編成等を支援する。

(3) コーディネーター等の育成事業

都市と農山漁村の交流を円滑に推進するため、関係者の合意形成を図るとともに、多様な地域資源の活用、体制の整備を図り、グリーン・ツーリズム推進の中心となる人材(コーディネーター等)の育成・確保のためのテーマ別研修コースを設定する。

(4) 農林漁業体験民宿の安全管理のための技術的支援

農山漁村休暇法の一部改正により、保険加入等顧客への安全管理が必須となったことから、農林漁業体験民宿等の安全対策取組みの現状、先進的取組み等の調査、それを踏まえた安全管理ガイドブック、WEBサイトによる情報提供を行うことにより、農林漁業体験民宿等の安全対策の普及を図る。

(5) 観光立村の取組

農山漁村地域及び農林漁業体験の宿への外国人の入り込み客拡大のため、先進的事例の調査及び情報提供を行うほか、我が国の農山漁村に十分な理解のある在留外国人を登録(外国人人材バンク)し、外国人の受入に積極的な地域からの求めに応じて登録外国人を紹介する。また外国人用のWEBサイトやパンフレット等により農山漁村からの情報発信の支援を行う。

(6) 市民農園開設のための支援体制の整備

特定農地貸付法の改正に伴い、都市的地域を中心とした市民農園の開設一層促進するため、市民農園開設マニュアルの作成・配布するとともに、地域の要請に応じて人材バンクに登録した専門家の派遣等を行う。

農林漁業体験民宿の登録推進

1 農林漁業体験民宿の登録の推進

農山漁村休暇法の改正内容の趣旨の徹底を図るとともに、新たな制度の下での登録の推進を図る。そのため、グリーン・ツーリズム総合補償制度等提供サービスの向上により登録促進を図る。

2 登録民宿の利用促進

登録民宿の利用拡大を図るため、インターネットホームページによる宿情報の提供、体験民宿ガイドブックの充実、各種メディアの活用により都市住民へ積極的にPRを行い、農林漁業体験民宿の利用促進を図る。また、インターネットを活用した予約サイトとの連携により登録民宿への集客を支援する。

経営構造対策推進事業

1 地域経営アドバイザー等支援活動

競争力のある担い手の育成支援の充実を図るため、担い手の経営の多角化、マーケティング活動、地域の合意形成、ロジックモデルを活用した事業計画・評価手法等の課題に対し、専門家や実践者等の多様な人材の情報についてインターネットを通じて提供するとともに、組織的なアドバイス活動を展開する。

2 販路開拓促進支援事業

消費者・実需者サイドとの連携による「売れる農畜産物づくり」の推進を通じて、担い手を育成するための取組みを強化するため、販路開拓セミナー、相談会、商談会の開催、企業派遣研修、実需者と生産者双方への情報の提供と連携の促進を図る。

農村地域への工業等の導入による地域の活性化

財団法人農村工業導入促進センターからの業務の一部継承に伴い、農村地域活性化の推進のための次の業務を実施する。

1 農工実施計画策定支援受託事業

農村地域への工業等導入の円滑な促進を図るため、市町村及び都道府県が実施する農村地域工業等導入実施計画の策定及び変更、実施計画策定に先立って必要となる用地の選定ないし土地利用構想の策定、導入すべき業種の選定、さらには計画策定後の工業用地等造成に係る諸事項等に関する支援活動について、受託により実施する。

2 人づくりによる農村活性化支援事業

総合学習や各種教科の授業等において地域を教材として学び、地域に根差した知識を身につけることを通じて、子ども達自身の手による農村の地場資源発見に至るまでの教育プログラムの開発を行う。この地場資源が自らの地域において地域産業やコミュニティビジネス等として生かされることを学ぶことにより、将来の青年層の地元への定着にも資する。

併せて、一定の企画・ビジネスノウハウを有し、地方へのUJターンを希望している都市在勤者等に対し、農村地域での起業や体験交流事業等に必要な知識等の研修を行うことにより、農村地域における地域づくり、産業振興を担う人材の育成を図る。

3 研修会の開催

農村地域における就業機会の確保のため、工業等の導入に関する内容等について、地方公共団体等を対象とした研修会の開催により、普及推進を行う。

4 情報提供

インターネットホームページを通じて、農村地域における就業機会の確保に関する情報提供を行う。

5 その他調査研究受託事業

国、地方公共団体及び関係諸団体から受託し、その他農村地域の就業改善に関する調査研究を実施する。

地域活性化支援事業

1 地域活性化のための総合的な支援システムの検討

(1) 都市と農山漁村の交流による地域活性化の取組支援

過疎化、高齢化の進展により活力の低下している農山漁村地域の活性化を図るためには、都市住民との交流を通じて新たな産業を起こして活力ある地域づくりを行う必要があり、そのためには総合的な支援システムの構築が不可欠である。

このため、都市と農山漁村の交流による地域の活性化をトータルにサポートする体制を整備し、地域づくりを支援することとする。具体的には、地域づくりワークショップ(地域の合意形成)、各種計画の策定(構想、計画、アクションプログラム等)、人材の育成(グリーン・ツーリズムインストラクター等)、農家民宿、農家レストラン、農産物直売所等のグリーン・ツーリズムビジネスの開業及び運営管理の支援、情報発信、構造改革特区の活用、補助事業導入等について、地域の要請に応じてトータルにサポートし、地域の活性化を支援する。

(2) テーマ別地域活性化方策の検討

次のようなテーマに即して地域活性化支援方策について検討する。

団塊の世代の受入れによる地域再生方策

団塊の世代の農山漁村での就農や田舎暮らしなどへの関心の高まりに対応して、受入れ体制の整備による地域活性化手法(デュアルライフ交流圏の形成、二地域居住等)を検討し、その成果の活用を図る。

市町村合併に対応したバランスのとれた地域づくりの推進手法

市町村合併に伴い、都市市街地と広大な農山村地域を抱えた自治体において、地域間交流の推進による均衡の取れた地域づくりの推進手法を検討し、その成果の活用を図る。

地域資源の有効利用、知的財産権の活用による地域ブランドの確立

地域資源の有効利用による地域特産品の開発、地域特産品、郷土料理等に内在する知的財産権的要素の活用、グリーン・ツーリズム交流ビジネスの連携に

よる都市・農山漁村交流産業クラスターの形成を支援することにより、地域ブランドの確立を図り、地域の活性化に資する。

2 農林漁業体験活動を通じた食育活動の推進

食に対する正しい理解を進めるためには、体験の場（食の生産流通現場）を通じて食料の生産流通過程や食の安全性についての知識を習得させる必要があり、食や農林水産業に関する様々な体験機会を提供することにより食育活動の推進を図る。

3 「塾友会」等の活動推進

「塾友会」等法人会員企業の協力を得て、企業のノウハウを活用した都市と農山漁村の共生・対流の推進、情報技術の活用による農山漁村地域の活性化の支援推進活動を行うため、情報化研究会、ガーデン研究会等を設けてその推進方策について検討する。

畜産地域の振興

1 農山村活性化推進事業

畜産地域における快適な生産・生活空間の形成を推進する観点から、農山村地域において家畜を介した美しい景観の形成、消費者との交流による安全な畜産物を低コストで提供及び食育の推進を目指した活動を推進している事例について調査・分析することにより今後の発展性と他地域に対する波及性について検討する。

2 農山村地域魅力形成発信活動

農山村地域において畜産物を中心とする食の魅力の形成及びその情報発信を通じて消費者の交流による地域活性化を推進している取組み等について調査研究を行い、その成果の普及を図る。

地域食品の流通促進と安全性の確保

地域食品の電子商取引を推進するため、引き続きインターネットを通じてそのシステムの管理運営を行い、地域食品について生産者と消費者が直接取引できる場を提供することにより、地域食品の流通の促進を図る。また、食品の生産流通過程の情報（履歴情報）の収集・提供を通じて、食品の安全・安心に資する「食品トレーサビリティシステム」の普及推進を図る。

交流事業

1 都市と農山漁村の交流

(1) 消費者との交流促進

青空市場の開催(東京・銀座)等を通じて生産者と消費者の交流を促進し、都市住民の農林漁業・農山漁村の理解の増進を図る。

(2) 都市農山漁村交流行事への支援

都道府県、市町村等が実施する都市農村交流大会、農林漁業体験活動等の行事に対して、当機構はその要請に応じ、企画、運営に参画し、主催者に協力して行事の円滑な運営と都市農山漁村交流の促進を図る。

2 農産物直売サミットの開催及びネットワーク化の推進

全国各地で直売活動に携わっている実践者、支援者が一堂に会し、相互の情報交換や運営上の課題と対策の検討を行う「全国農産物直売サミット」を開催するとともに、全国の農産物直売組織のネットワーク化の推進を図る。

3 各種交流フォーラムの開催

都市と農山漁村の共生・対流等に関するテーマに応じて研究会(月例研究会等)懇談会、各種フォーラム等を開催するほか、調査研究の成果についての報告会を開催する。

4 海外諸国との交流

農林漁業・農山漁村を巡る国際化の進展等に対応して、海外諸国の農業振興対策及びグリーン・ツーリズムに関する調査団の派遣を行うとともに、海外農業者の研修の受入、農山漁村活性化の研究交流等を行う。

広報出版事業

1 広報活動

(1) 都市住民のニーズに即応したふるさと情報(農山漁村の自然環境、生産、生活、文化、特産品等に関する情報)を新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、企業広報等のあらゆる媒体を通じて積極的に提供する。

(2) 都市・農山漁村交流、農山漁村地域の活性化に関する情報提供及び当機構の業務等の周知徹底を図るため、広報誌「びれっじ」(季刊)を発行するほか、FAX通

信「まちむらNews」(毎月)・メールマガジン「ふるさと耳より情報」(月2回)を配信する。

- (3) インターネットホームページを通じて、ふるさと情報、民宿等グリーン・ツーリズム情報等を提供するほか、当機構の組織・業務、調査研究の成果、行事等の情報発信を行う。また、ホームページを公開している市町村、団体等と当機構のホームページをリンクさせ、市町村等のホームページのアクセスを容易にするサービスを提供する。
- (4) 都市農山漁村交流、農山漁村地域の活性化に関する映像情報を作成するとともに、これを通信衛星放送「グリーンチャンネル」を通じて都市住民等に放送する。また、「ビデオライブラリー」を設置し、研修等へのビデオの貸出しを行う。
- (5) グリーン・ツーリズムツアー、研修サポートセンターの運営を通じて、農山漁村地域及びグリーン・ツーリズムに取り組む旅行者等へ情報提供や一般の人々への相談業務を行う。
- (6) その他、当機構の日常活動を通じて、都市農山漁村交流の促進、農山漁村地域活性化に対する理解を深め、支援者の拡大に努める。

2 出版事業

グリーン・ツーリズム等都市農山漁村交流やむらづくりに関する調査研究の成果品、優良事例集、各種マニュアル、テキスト、パンフレット等を出版し広く一般の利用に供する。